事業開始時までに整備しておくべき書類等の一例

指定申請時には提出不要ですが、今後事業を行っていく上で必要となる書類等の一例です。

書類等の名称		備考
重要事項説明書	*	
契約書		
個人情報使用同意書	*	
各サービス計画書	*	
加算を算定する場合に必要な計画書		個別機能訓練計画書など
居宅サービス計画の同意書	*	居宅介護支援に限る
居宅サービス計画の交付書兼受領書	*	居宅介護支援に限る
サービス提供記録様式		
事故・ひやりはっと報告書		本市ホームページ「事故報告について(ID:28666)」を
		ご確認ください。
	<u>*</u>	
請求書、領収書の様式		
研修計画、研修記録様式 各種マニュアル類		人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒など
		緊急時等対応、衛生管理、事故発生時等対応、高齢者 虐待防止、苦情処理など
運行記録		車両を使用する場合
送迎記録		利用者ごとの乗降時間や対応者なども記録すること
従業員名簿		雇用契約書との整合
		従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密
秘密保持の誓約書		 を在職中及び退職後において漏らさない旨
		(雇用契約書と一体でも可)
従業者が携行するための身分証		訪問系サービス、居宅介護支援事業者は必須
勤務予定表、勤務実績表		
出勤簿、タイムカード		出勤及び退勤時間について分かるようにすること
		(法人役員であっても作成すること)
従業員の健康診断		雇入時及び年1回(深夜業を含む業務従事者は年2回)の
		定期実施
運営規程、重要事項説明書の掲示		壁に貼付せず、ファイルに綴じて利用者が見える場所
		に設置しておいても良い
運営推進会議 規則 ★		運営推進会議の設置が必要な地域密着型サービス事
		業者は必須
業務管理体制整備に係る届出書の提出		

[★]印については、本市ホームページ「事業者様式ライブラリー (ID:1907)」にてモデル様式を掲載していますのでご活用ください。